７月は
同和問題啓発強調月間です

同和問題を正しく理解し、
一人ひとりの人権が尊重される
社会の実現をめざしましょう。

同和問題啓発強調月間とは？

福岡県と各市町村では、同和問題の早期解決をめざして、昭和56（1981）年から、毎年７月を「同和問題啓発強調月間」と定め、差別をなくす取組を行っています。

しかし、インターネットでの誹謗中傷の書き込みや差別はがきの送付などの差別行為は、今なお、起こっています。また、差別落書きや戸籍・住民票を不正に取得する事案も発生しており、部落差別は解消されていません。

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現をめざして、小郡市でも毎年７月に街頭啓発や市民講演会を行っています。

人権が尊重されるまちをつくるために

「そっとしておけば、同和問題は自然になくなる」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。「そっとしておく方がよい」という考えは、今なお残る差別を温存するばかりか、同和問題を正しく知らない人たちが、インターネットなどで氾濫している誤った情報をうのみにして、新たな差別を生むことにつながりかねません。

同和問題（部落問題）を解決するために、どのようなものが大切だと思いますか。（複数回答可）

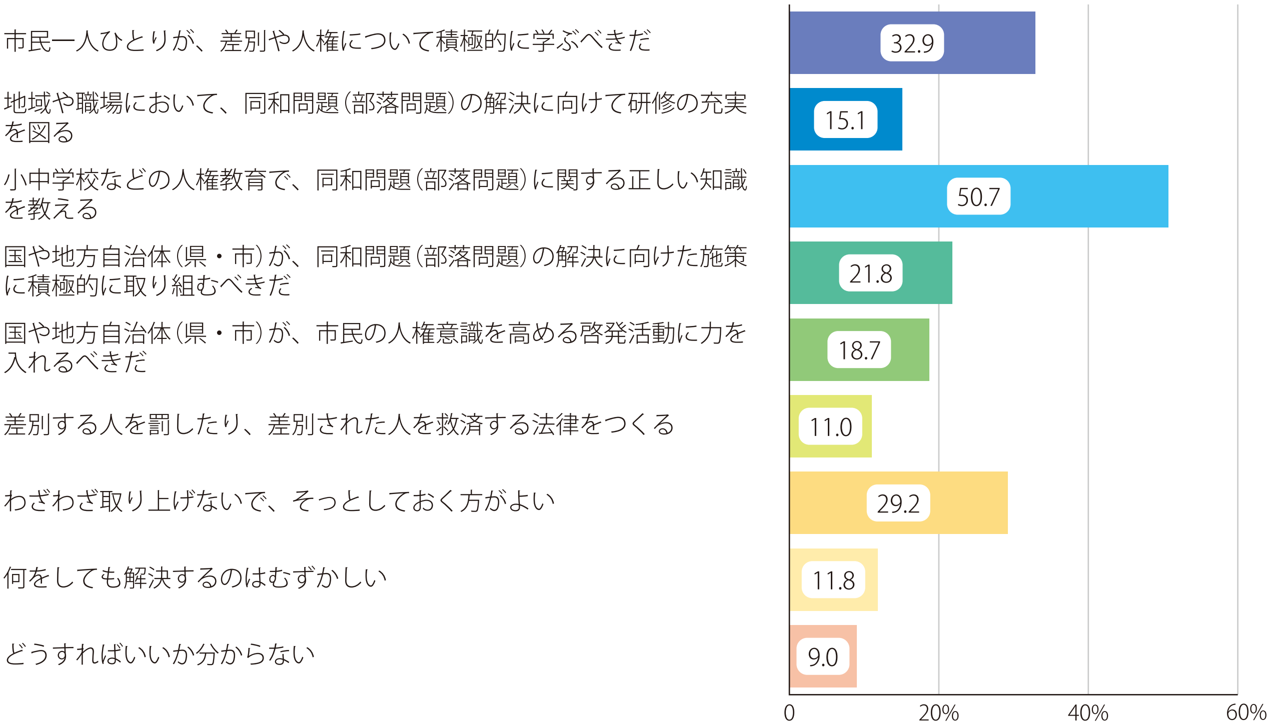

（小郡市人権・同和問題市民意識調査より）

平成24（2012）年に行った市民意識調査では、同和問題を解決するためには、「小・中学校での人権教育」や「一人ひとりが差別や人権について学ぶことが大切である」との意見が多く見られました。

さまざまな人権問題を解決するためには、私たち一人ひとりが、自分の問題として考える必要があります。その第一歩として、正しく知ることからはじめましょう。

小郡市同和問題市民講演会

今年は、友永健三さんを講師にお迎えし、「部落差別解消推進法」について講演していただきます。
インターネットによる、被差別部落出身者への誹謗中傷の書き込みや、差別落書き事件など、部落差別は現在もなくなっていません。「部落差別解消推進法」について学習を深め、人権が大切にされるまちにするために、わたしたちは何をすればよいか考えてみませんか。ぜひご参加ください。

日　時　7月8日(土)

開場　午後１時30分～
開演　午後２時～

入場無料

場　所　文化会館大ホール

テーマ　「部落差別解消推進法」の成立と今後の課題

講　師　友永 健三さん

プロフィール
1944年、大阪市生まれ。（社）部落解放・人権研究所理事・所長、世界人権宣言大阪連絡会議事務局長、反差別国際運動（IMADR）事務局次長などを歴任。現在は、（一社）部落解放・人権研究所名誉理事、反差別国際運動（IMADR）顧問、公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長などを務める。
著書に『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』、『部落解放を考える　差別の現在と解放への探求』などがある。

※要約筆記・手話通訳あり
※託児（無料）があります。希望者は、７月３日（月）までにお申込みください

主催　小郡市・教育委員会

昨年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」と３つの重要な法律が施行されました。その内、「部落差別解消推進法」をテーマに学習を深めていきます。
人権は正しく知ることからはじまります。自分自身の人権を守るために、皆さんとともに考えていきます。

部落差別解消推進法とは？

「部落差別」という言葉が法律の中に使用された、初めての法律です。
「基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない」とし、部落差別解消のための「国と地方公共団体の責務」が明記されています。
部落差別の解消に向け、相談体制の充実や教育・啓発などを行い、部落差別の解消のため、取り組みを進めていきます。

福岡県同和問題啓発強調月間講演会

日時　７月22日（土）／午後１時30分～
会場　クローバープラザ大ホール（春日市）
内容　●講演会
「憲法とは何か―憲法と人権について考える」
講師：南野　森さん（九州大学法学部教授）
●映画上映　アニメ『ジュノー』
問合せ先　（公財）福岡県人権啓発情報センター
☎092-584-1271

●問合せ先　人権・同和教育課☎72-2111内線532